

頼りない後継者を一人前にしたい……

【質問】

私は長男を後継者と考
え、一部事業運営を任せ
ています。ただ、いまひ
とつ頼りないので、昔か
らの大番頭であるA氏に
かなりの部分を頼らざる
を得ない状況です。

ただ私もこの頃少し体
調が悪く、この1年の間
に入院することになる可
能性もかなり高いと医者
に言われました。年齢も
80歳を越えており、早く
長男にすべての経営を任
せたいと思います。



有、資本金300万円
60株とのこと。そのうち
1株だけA氏に無償で譲
渡します。決算書を拝見
しますと、株価は1株50

この1株を「1株で60
個の株主総会の議決権を
持つ」ヒーロー株としま
す。ヒーロー株というの
は耳慣れない言葉です
ね。例えばウルトラマン
を考えてください。緊急
事態が発生したときに颯
爽とウルトラマンは登場
します。この1株をA氏
が持っているのとA氏はウ
ルトラマンになれるので
す。A氏は1株しか保有
しないのですが、株主総
会の議決権は60個、逆に
社長は59株とほとんどの
株を所有しているのです
が、59個の議決権しかあ
りません。株主総会の議
決権の過半数をA氏が握
ることになります。ヒー
ロー株は条件付きの株式
です。ウルトラマンが時
間が経てば帰っていくよ
うに、ヒーローであるA
氏も期限という条件を付
けることができます。

1. 株式をうまく使う
のが良い
貴社の場合は、株式を
うまく使って事業承継が
できそうです。今御社の
株式はすべて社長が保
有、

2. ヒーロー株を活用
万円の程度かどうかです
で、贈与税もかかりませ
ん。
3. 期限付きの株式に
する
ここで期間を2年間と
限定します。2年間A氏
に社長を担当してもらい
ながら長男を後継者とし
て育成してもらおう。御社
の定款に、「A氏が保有
する株式は平成〇〇年〇
〇月〇〇日から平成〇〇
年〇〇月〇〇日まで1株
60個の議決権を持つ」と記
載すればOKです。

そして株主総会の議事
録を残しておきます。こ
れで、2年間A氏は社長
業と後継者育成に取り組
んでもらえるものと思
います。

株式の取り扱いにつ
いてはなかなかわかりづ
らいですね。まずは顧問の
税理士の先生に聞いた
り、司法書士や行政書士
の先生にご相談されると
良いと思います。

(中小企業診断士・社会
保険労務士・平松 徹)